

消費税軽減税率制度説明会のご案内

江東東税務署と公益社団法人江東東法人会及び江東東間税会では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時

平成30年10月24日(水) 10時00分～10時40分

平成30年10月24日(水) 14時00分～14時40分

各先着100名様

場所

亀戸文化センター5階 第1、第2研修室

(江東区亀戸2丁目19-1)

駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問合せ先

江東東税務署 法人課税第1部門 担当：丸山、東風平（こちんだ） 電話 03-3685-6311

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。